

○厚生労働省告示第三百八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二类医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月二十五日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第二百十二号の規定は平成二十八年一月十一日から適用する。

平成二十七年九月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十七号を第二百五十九号とし、第二百十一号から第二百五十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二百十号を第二百十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百十二 ペミロラストカリウム

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百九号を第二百十号とし、第三十一号から第二百八号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 エピナスチン